

- 電気の利用者の利益の保護のための体制が整備されていることを判断するため、小売供給の業務の方法や、小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家からの問い合わせや苦情に対応できる体制が整備されていることの説明を記載することにはどうか。
- 反社会的な事業を営むこと等により公共の利益を阻害しないかということ判断するため、小売電気事業の登録に当たり、当該登録を申請する者が営んでいる事業を申請書に記載することとしてはどうか。

論点1-(3):「その他の経済産業省令で定める書類」について

- 小売電気事業の登録に当たり、当該登録を申請する者が小売電気事業者としての適格性を有するかを判断するため、申請書に以下の書類等を添付することとしてはどうか。
 - ① 登録申請者の存在性を確認するための書類(登記事項証明書等)
 - ② 論点1-(1)の「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項」を裏付ける書類(過去の需要実績を記した書類、自社電源の建設計画や発電事業者との契約書の写し等)
 - ③ 論点1-(2)の電気の利用者の利益の保護のための体制が整備されていることを説明する書類、又はこれから整備することを説明する書類(社内の組織図や業務規程、計画書等)

【論点1】

登録申請書に記載すべき内容をどうするか。

改正後のガス事業法第4条第1項第3号から第5号までの規定の趣旨は、ガス小売事業の登録を受けようとする者が、需要に見合った十分な供給能力を確保できているか否かを経済産業大臣が確認するための規定である。このため、登録申請書においては、以下の事項を記載させることとしてはどうか。

需要がピークを迎える1時間における需要見込みに対する同時時間帯における供給能力(自らの供給能力に加え、他の者から卸供給を受ける場合における供給能力を含む。)の確保の見込み

(注1) ただし、「1時間」については、次回以降御議論いただく同時同量制度との整合性を確保することが必要。

(注2) 需要に見合った供給能力が確保されているか否かを判断するに当たっては、一般ガス導管事業者の供給区域毎(旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあつては、供給地点群毎)に判断することとする。

また、改正後のガス事業法第4条第1項第7号においては、「経済産業省令で定める事項」も登録申請書に記載させることとしているところ、ガス小売事業の登録を受けようとする者が反社会的な勢力であるなど、公共の利益を阻害する者でないか否か等を確認するため、以下の事項を記載させることとしてはどうか。

①その行うガス小売事業以外の事業の概要

②電話番号、メールアドレスその他の連絡先

(注) 旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあつては、一の団地内における供給地点の数も併せて提出させることとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。ただし、例えば、他の者から温水等の供給を受ける場合において、当該他の者の施設がメンテナンスに入る期間、当該他の者からの温水等が供給能力として見込めない場合には、その温水等については、当該熱供給事業者の供給能力に算入することを認めないこととする。